

○笠間市都市計画法開発行為等の規制に関する施行細則

平成21年3月25日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)の規定に基づく開発行為等の規制事務に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の提出部数)

第2条 法、政令、省令及びこの規則の規定により市長に提出する申請書及び届出書(以下「申請書等」という。)の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第3条 法第29条第1項又は第2項の規定による、開発行為の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書に、法第30条第2項に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発区域となるべき土地の公図の写し
- (2) 開発区域となるべき土地の登記事項証明書
- (3) 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあつては、当該開発行為に関する工事の施行期間中の防災計画に関する書類
- (4) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)以外の開発行為を行う場合にあつては、次のア及びイに掲げる書類
 - ア 申請者に当該開発行為を行うために必要な資力、及び信用があることを証する書類
 - イ 工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があることを証する書類

- (5) その他市長が必要と認める書類

(特例協議申請書の添付図書)

第4条 法第34条の2第1項の規定により協議をしようとする者は、開発行為特例協議申請書(様式第1号)に、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 特例協議に係る公共公益施設管理者との協議・同意等の結果申出書(様式第2号)
- (2) 特例協議に係る事業計画説明書(様式第3号)
- (3) 特例協議に係る設計説明書(様式第4号)
- (4) 開発区域位置図(縮尺10,000分の1)

- (5) 開発区域図（縮尺2,500分の1）
- (6) 土地利用計画図
- (7) 造成計画平面図，造成計画断面図
- (8) 排水施設計画平面図，給水施設計画平面図
- (9) 開発区域となるべき土地の公図の写し
- (10) 開発区域となるべき土地の土地利用明細表
- (11) その他市長が必要と認める図書

第5条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は，様式第5号による。

2 前項の設計説明書には，次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類（様式第6号）
- (2) 従前の公共施設の管理者等に関する書類（様式第7号）
- (3) 実測図に基づいて作成した公共施設の新旧対照図

第6条 法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書類は，公共施設の管理者の同意書（様式第8号）による。ただし，開発区域の面積が1,000平方メートル未満の開発行為については，当該同意書の提出を要しない。

2 省令第17条第1項第3号に規定する開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得たことを証する書類は，開発行為同意書（様式第9号）による。

第7条 省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類には，設計者の資格に関する申立書（様式第10号）を添付しなければならない。

（開発行為の許可又は不許可の通知）

第8条 法第35条第2項の規定による通知は，開発行為（変更）許可書（様式第11号）又は開発行為（変更）不許可通知書（様式第12号）により行うものとする。
（変更許可申請等）

第9条 法第35条の2第1項の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする者は，開発行為変更許可申請書（様式第13号）に，第3条から第7条までに規定する図書のうち，当該変更に係る事項を説明するものを添付しなければならない。

2 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項の規定による通知は，開発行為（変更）許可書（様式第11号）又は開発行為（変更）不許可通知書（様式第12号）により行うものとする。

3 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は，開発行為変更届出書（様式第14号）により行うものとする。
（変更特例協議申請等）

第10条 法第35条の2第4項の規定により準用される法第34条の2第1項の規定による協議の変更を行おうとする者は，開発行為変更協議書（様式第15号）に第4条に規定する図書のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

（工事着手の届出）

第11条 開発許可を受けた者は，当該開発許可に関する工事に着手しようとする

きは、工事着手届出書（様式第16号）に工程表（様式第17号）を添付して市長に届け出なければならない。

（標識の掲示等）

第12条 開発許可を受けた者は、開発行為許可済票（様式第18号）を、工事が開始された日から完了する日までの間、当該開発区域内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 変更許可を受けた者は、開発行為変更許可済票（様式第18号）を開発行為許可済票に隣接して掲示しておかなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、法第34条の2の規定に基づく特例協議に係る開発行為については、開発行為（変更）協議済票（様式第19号）を掲示するものとする。

4 開発許可又は変更許可を受けた者は、当該開発行為に係る設計図書を工事現場に備えておかなければならない。

（工事完了届出書の添付図書）

第13条 省令第29条に規定する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 確定測量図

（2） 新たに設置された公共施設の用に供する土地の所有権移転登記に必要な書類

（特例協議工事完了届出書等）

第14条 法第34条の2の規定に基づく特例協議に係る開発行為に関する工事を完了したときは、特例協議工事完了届出書（様式第20号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出書に添付する図書については、前条の規定を準用する。

3 第1項の規定による届出があったときは、当該工事が特例協議の内容に適合しているかを検査し、その結果適合していると認めるときは、特例協議工事検査済証（様式第21号）を交付するものとする。

（工事完了の公告）

第15条 省令第31条に規定する工事の完了公告は、笠間市公告式条例（平成18年笠間市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

2 前条第3項の規定により特例協議工事検査済証を交付した場合は、前項の規定を準用する。

（建築制限等の解除）

第16条 法第37条第1号の規定による建築制限等の解除を受けようとする者は、建築制限等解除申請書（様式第22号）（法第34条の2の規定に基づく協議に係るものについては特例協議建築制限等解除申請書（様式第23号））に、予定建築物等の概要を示す図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、申請書の副本により申請者に通知するものとする。

（開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付書類）

第17条 省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発行為に関する工事を廃止した理由書
- (2) 開発行為に関する工事を廃止した当時の当該開発区域内の土地の写真
- (3) 開発行為に関する工事に着手している場合は、当該工事を廃止した当時の当該土地の現況図及び廃止に伴う措置を記載した書類
(建築物の特例許可の申請)

第18条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物の特例許可申請書(様式第24号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 敷地現況図
- (3) 建築物平面図及び配置図
- (4) その他市長が必要と認める図書
(予定建築物等以外の建築等の許可申請)

第19条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等の許可申請書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 敷地現況図
- (3) 建築物等平面図及び配置図
- (4) その他市長が必要と認める図書
(建築物の新築等の許可申請書の添付図書)

第20条 省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築、若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書(法第43条第3項の規定に基づく協議に係るものについては建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に係る協議書(様式第26号))には、同条第2項に規定する図面のほか、第19条第2項第3号及び第4号に掲げる図書を添付しなければならない。

(建築物の新築等の不許可の通知)

第21条 市長は、法第43条第1項の規定による建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設の許可ができないときは、建築等不許可通知書(様式第27号)により通知するものとする。

(地位の承継)

第22条 法第44条に規定する地位を承継した者は、速やかに、開発行為(建築等)許可承継届出書(様式第28号)に開発許可又は法第43条第1項の許可を受けた者の一般承継人であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 法第45条に規定する地位の承継について市長の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書(様式第29号)を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権限を取得した者であることを証する書類
 - (2) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築物若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発面積が1ヘクタール以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- 4 市長は、第2項に規定する申請を承認したときは、申請書の副本により申請者に通知するものとする。

(既存の権利者の届出)

第23条 法第34条第13号に規定する届出は、法第34条第13号に規定する既存の権利者であることの届出書（様式第30号）により行うものとする。

(監督処分の標識)

第24条 法第81条第3項の規定による標識は、様式第31号による。

(身分証明書)

第25条 法第82条第2項に規定する身分証明書は、様式第32号による。

(開発登録簿の様式)

第26条 省令第36条第1項の規定による開発登録簿の調書は、様式第33号による。

- 2 法第34条の2の規定に基づく協議に係る開発登録簿の調書は、様式第34号による。

(証明書の交付)

第27条 省令第60条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、開発行為（建築等）に関する証明申請書（様式第35号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 敷地現況図
- (4) 建築物等の平面図及び配置図
- (5) 計画の概要を記載した書面
- (6) その他市長が必要と認める図書

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 笠間市長 殿 許可申請者 住所 氏名 印		※手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	笠間市
	2 開発区域の面積	平方メートル（実測地）
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

備考

- 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 許可申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- ※印のある欄は記入しないこと。
- 法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

受付日付印	笠間市

様式第1号(第4条関係)

開発行為特例協議書(正)

都市計画法第34条の2第1項の規定により協議します。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 笠間市長 あて <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">協議申出者 住所 氏名 (印)</div>		
開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の 名称	
	開発区域の面積	m ²
	予定建築物等の用途	
	工事施行者住所氏名	
	その他必要な事項	
※ 受付番号		年 月 日 第 号
※ 協議に付した条件		
※ 協議番号		年 月 日 笠間第 号
		受付 印

備考

- 1 協議申出者の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 その他必要な事項の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。

開発行為特例協議書(副)

都市計画法第34条の2第1項の規定により協議します。

年 月 日

笠間市長 あて

協議申出者 住所
氏名

印

開発行為の概要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開発区域の面積	m ²
	予定建築物等の用途	
	工事施行者住所氏名	
	その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 指令第 号	年 月 日	
	笠間市長 印	
※ 協議に付した条件		
※ 協議番号	年 月 日 笠間第 号	

受付印

備考

- 1 協議申出者の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 その他必要な事項の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。

様式第3号(第4条関係)

特例協議に係る事業計画説明書

事業者の名称			
開発行為等の所在			
開発行為等を行う理由・目的			
予定建築物の用途・規模	用途		
	構造・面積	造 階建 床面積	m ²
開発行為等の予定地の選定理由			
上位計画等の位置付け			
議会・審議会等の審議状況			
根拠法令・関係法令等の調整状況			
立地基準等に適合する旨の申し出	<input type="checkbox"/> 市街化区域(用途地域：)		
	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域 理由		

備考

- 1 市街化調整区域の開発行為等の場合は、開発行為等を行う理由・目的、開発行為等の予定地の選定理由、上位計画等の位置付け等の記載事項が、立地基準等の適合する旨の申し出と整合するよう注意すること。
- 2 市街化区域の開発行為等の場合は、予定建築物の用途・規模が、市街化区域の用途地域に適合するか判断できるよう注意すること。

様式第4号(第4条関係)

特例協議に係る設計説明書

開発行為等の所在							
設計の方針	工区計画						
	基本の方針						
開発区域の現況	区域区分	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域	
	用途区域						
	その他の区域等						
	地目	宅地	農地	山林	その他	計	
	面積(m ²)						
	比率(%)						
土地利用計画	用途	宅地用地		公共・公益施設用地			
		宅地	その他	道路	公園(緑地等)	調整池	汚水処理施設
	面積(m ²)						
	比率(%)						
公共施設整備計画	開発区域内の公共施設	区分		施設概要		設計方針	
		道路					
		公園・広場・緑地					
		排水施設					
		給水施設		(公営, 簡易, 専用)水道・井戸(試験結果水質一可, 不可・量一充分, 少ない)			
	上記以外の公共施設	取付道路(待避所)					
		消防施設		貯水槽(40m ³)	基	消火栓	個

設計説明書

1 開発区域に含まれる地域の名称													
2 設計の方針	工区計画	工区			m ²			工区			m ²		
	基本的方針												
3 開発区域の現況	区域区分	市街化区域			市街化調整区域			その他の区域					
	用途地域												
	その他の区域等												
	地目	宅地	農地		山林(樹高)				その他	計			
					5m未満	5m~10m	10m以上	小計					
	面積 m ²												
比率 %													
4 土地利用計画	用途	宅地用地						公共施設用地	公益施設用地	その他(樹林地)	合計		
		宅地	その他の宅地										
			通路	緩衝帯	緑地	その他の空地	小計						
	面積 m ²								()				
	比率 %								()				
	樹林の保全等	区分	対象樹林	伐採	保全の内容					計	植栽		
					公園	広場	緑地等	その他の空地					
		面積 m ²											
	比率 %												
	表土の保全等	区分	はく土部	保全等の内容					計	保全等不要			
				復元	客土	代替措置							
		面積 m ²											
比率 %													
5 公共施設整備計画	開発区域内の公用地	区分	面積 m ²	比率 %	概要								
		道路											
		公園・広場・緑地											
		その他											
	計												
	上記以外の公用地	区分	面積 m ²	比率 %	接続先の状況等								
		取付道路											
	排水施設												
	都市計画法第32条に規定する同意等	一部 全員 同意	一部 全員 協議完了	一部 全員 協議中									
	都市計画法第40条に係る協議	一部 全員 同意	一部 全員 協議完了	一部 全員 協議中									
6 公益施設配置計画	施設名									計			
	面積 m ²												
	管理者									%			
7 区画数等	区画, 最高 m ² , 最低 m ² , 平均 m ²												
8 給水施設	(公営, 簡易, 専用)水道, 井戸(試験結果 水質一可, 不可, 量一充分, 少ない)												
9 消防施設	貯水槽(40m ³ 以上) 基					消火栓 個							

備考

- 3欄, 5欄, 8欄中で既に記載されている事項については, 該当する事項を○で囲むこと。
- 3欄中のその他の区域等には, 法令等による指定区域及び事業区域等の名称を記載すること。

様式第9号(第6条関係)

開 発 行 為 同 意 書

の施行に係る開発行為については、異議がなく同意します。

1 土地の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種別	同意 年月日	同意者の 住所及び氏名	印	備考

2 工作物の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種別	同意 年月日	同意者の 住所及び氏名	印	備考

備考

- 1 最終の同意権者を得られない場合には、別に疎明書を添付する旨を備考欄に明示すること。

様式第10号(第7条関係)

設計者の資格に関する申立書						
						年 月 日
笠間市長 へ						
申立者 住所						
(設計者)						
						氏名 ⑩
						生年月日 年 月 日
1 資格免許等	一級建築士 技術士 登録第 号(年 月 日)					
2 申告する資格	都市計画法施行規則第19条第1号					イ・ロ・
	ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チに該当					
3 最終学歴	学校		学部		学科	
	年 月卒業・中退					
4 実務経歴	会社名又は工事名		職務内容		期 間	
					年 月～ 年 月 年 箇月	
					年 月～ 年 月 年 箇月	
5 設計経歴	事業名	工事施行者	場 所	面 積	許認可番 号	年 月 日
				m ²		・ ・ ・
				m ²		・ ・ ・
6 資格を証する書類 (別 添)	(1) 最終学校の卒業証明書 (2) 実務経験年数を証する書面 (3) 施行地区の面積が20ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあたって都市計画法施行規則第19条第2号に規定する資格を有することを証する書面 (4) 都市計画法施行規則第19条第1号チに該当する者については、都市計画法施行規則第19条第1号イからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有することを証する書面					

様式第11号(第8条, 第9条関係)

開発行為(変更)許可書

第 号		申請者 住所 氏 名	様
年 月 日付で申請のあった開発行為(変更)については, 下記のとおり許可する。			
年 月 日		笠間市長	㊟
開 発 行 為 の 概 要	開発区域含まれる 地域の名称		
	開発区域の面積	m ²	
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所氏名		
	工事着手予定年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
	自己の居住の用に供するもの, 自己の業務の用に供するもの, その他のものの別 そ の 他 の 事 項		
許 可 番 号	第 号		
許 可 条 項			
許 可 に 付 し た 条 件			

(不服申立てに係る教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、笠間市を被告として(訴訟において笠間市を代表する者は、笠間市長となります。)、提起することができます。ただし、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、上記1の審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、上記1の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第12号(第8条, 第9条関係)

開発行為(変更)不許可通知書

第 号

申請者 住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった開発行為(変更)については, 次の理由により許可しない。

年 月 日

笠間市長

⑨

理 由

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは, この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に, 茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし, この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても, この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは, 審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは, 上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に, 笠間市を被告として(訴訟において笠間市を代表する者は, 笠間市長となります。)提起することができます。ただし, 上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても, 上記1の審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは, 処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 処分の取消しの訴えは, 上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが, 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは, 上記1の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分, 処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第13号(第9条関係)

開発行為変更許可申請書

年 月 日		
笠間市長 へ		
申請者 住所 氏名		
(印)		
都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。		
開発行為の変更の概要	開発行為に含まれる地域の名称	
	開発区域の面積	m ²
	予定建築物等の用途	
	工事施行者住所氏名	
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	
	その他必要な事項	
開発許可の許可番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※受付番号	年 月 日 第 号	
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可の許可番号	年 月 日 第 号	
受付印		

備考

- 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 開発行為の変更の概要の欄には、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること（「その他必要な事項」を除く。）。
- 3 開発区域の面積の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
- 4 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法(昭和27年法律第229号)その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第14号(第9条関係)

開発行為変更届出書

年 月 日	
笠間市長 へ	
申請者 住所 氏 名	
⑩	
都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発行為の変更について、次のとおり届け出ます。	
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の理由	
変更の内容	
	受付印

様式第15号(第10条関係)

開発行為変更協議書(正)

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により協議します。

年 月 日

笠間市長 あて

協議申出者 住所
氏名

㊞

開発行為の概要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開発区域の面積	m ²
	予定建築物等の用途	
	工事施行者住所氏名	
	その他必要な事項	
協議番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 変更の協議に付した条件		
※ 変更協議番号	年 月 日 第 号	

受付印

備考

- 1 協議申出者の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 開発行為の変更の概要は、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。（「その他必要な事項」を除く。）
- 3 その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。

開発行為変更協議書(副)

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により協議します。

年 月 日

笠間市長 あて

協議申出者 住 所
氏 名 (印)

開発行為の概要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開発区域の面積	m ²
	予定建築物等の用途	
	工事施行者住所氏名	
	その他必要な事項	
協議番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 第 号	年 月 日	
	笠間市長 (印)	
※ 変更の協議に付した条件		
※ 変更協議番号	年 月 日 第 号	

受付印

備考

- 1 協議申出者の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 開発行為の変更の概要は、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。（「その他必要な事項」を除く。）
- 3 その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。

様式第16号(第11条関係)

工事着手届出書

年 月 日			
笠間市長 へ			
届出者 住所 氏名 ⑩			
開発行為に関する工事に着手するので、笠間市都市計画法開発行為等の規制に関する施行細則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。			
開発許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号		
開発区域に含まれる 地域の名称	_____		
工事着手年月日	年 月 日		
工事完了予定年月日	年 月 日		
工事施行者	住所 _____		
	氏名 _____		
	連絡先 電話番号 _____		
設計者	住所 _____		
	氏名 _____		
	連絡先 電話番号 _____		
現場管理者	氏名 _____		
	連絡先 電話番号 _____		
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 100px; vertical-align: middle;"> 受付印 </td> <td style="width: 200px; height: 100px;"></td> </tr> </table>		受付印	
受付印			

様式第18号(第12条関係)

開発行為(変更)許可済票

許 可 番 号	年 月 日 第 号
事業主の住所及び氏名	電話番号
工事施行者の住所及び氏名	電話番号
開発区域及び工区に含まれる地域の名称	
開発区域及び工区の面積	開発区域 m^2 工 区 m^2
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
現 場 管 理 者 氏 名	

備考

- 1 縦60センチメートル以上, 横80センチメートル以上で, 木板, プラスチック板その他これらに類するものとする。
- 2 開発行為変更許可済票にあつては, 許可番号及び変更に係る事項についてのみ記載し, 開発行為許可済票に隣接して掲示すること。

様式第19号(第12条関係)

開発行為(変更)協議済票

特 例 協 議 番 号	年 月 日 第 号
事業主の住所及び氏名	電話
工事施行者の住所及び氏名	電話
開発区域及び工区に含まれる地域の名称	
開発区域及び工区の面積	開発区域 m ² 工区 m ²
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
現 場 管 理 者 氏 名	

備考

- 1 縦60センチメートル以上、横80センチメートル以上で、木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。
- 2 開発行為変更協議済票にあつては、協議番号及び変更に係る事項についてのみ記載し、開発行為協議済票に隣接して掲示すること。

省令別記様式第4（第29条関係）

工事完了届出書

年 月 日

笠間市長殿

届出者 住所

氏名

印

都市計画法第36条第1項の規定により，開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日笠間第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域 笠間市
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

受	笠間市
付	
日	
付	
印	

氏名は、そ
載すること。
代表者の氏名)
押印を省略す

様式第20号(第14条関係)

特例協議工事完了届出書

年 月 日

笠間市長 あて

届出者 住 所
氏 名 ⑩

都市計画法第34条の2の規定により適用される同法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事(協議番号 年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	合 否
検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日
	受 付 印

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。

様式第21号(第14条関係)

特例協議工事検査済証

第 号
年 月 日

笠間市長 ⑩

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、都市計画法第34条の2の規定による特例協議の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 協議番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 協議申出者の住所及び氏名
- 4 検査済証番号 年 月 日 第 号

様式第22号(第16条関係)

建築制限等解除申請書(正)

年 月 日	
笠間市長 へ	
申請者 住所 氏名 ㊟	
都市計画法第37条第1号の規定により、建築物の建築の承認を申請します。 特定工作物の建設	
申請する土地の 地名及び地番	
申請する土地の 工区名及び面積	(工区) m ² のうち m ²
申請する行為及び予定 建築物等の概要	
申請の理由	
開発許可の番号	年 月 日 第 号
開発許可を受けた 際の制限の内容	
	受付印

建築制限等解除申請書(副)

年 月 日	
笠間市長 あて	
申請者 住所 氏名 ㊟	
都市計画法第37条第1号の規定により、建築物の建築の承認を申請します。 特定工作物の建設	
申請する土地の 地名及び地番	
申請する土地の 工区名及び面積	(工区) m ² のうち m ²
申請する行為及び予定 建築物等の概要	
申請の理由	
開発許可の番号	年 月 日 第 号
開発許可を受けた 際の制限の内容	
第 号 年 月 日	
笠間市長 ㊟	
	受付印

様式第 2 3 号(第 1 6 条関係)

特例協議建築制限等解除申請書(正)

年 月 日	
笠間市長 あて	
申請者 住所 氏名 (印)	
都市計画法第 3 4 条の 2 の規定により適用される同法第 3 7 条第 1 号の規定により、次の行為は開発行為に支障ないことを認めていただきたいので申請します。	
申請する土地の地名及び地番	
申請する土地の工区名及び面積	(工区) m ² のうち m ²
申請する行為及び予定建築物等の概要	
申請の理由	
協議番号	年 月 日 第 号
開発行為の協議の際の制限の内容	
※受付番号	年 月 日 第 号
備考 ※印のある欄は、記載しないこと。	受付印

特例協議建築制限等解除申請書(副)

年 月 日	
笠間市長 あて	
申請者 住所 氏名 (印)	
都市計画法第34条の2の規定により適用される同法第37条第1号の規定により、次の行為は開発行為に支障ないことを認めていただきたいので申請します。	
申請する土地の地名及び地番	
申請する土地の工区名及び面積	(工区) m ² のうち m ²
申請する行為及び予定建築物等の概要	
申請の理由	
協議番号	年 月 日 第 号
開発行為の協議の際の制限の内容	
※ 第 号 年 月 日 笠間市長 印	
備考 ※印のある欄は、記載しないこと。	受付印

省令別記様式第8（第32条関係）

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

笠間市長 殿

届出者 住所
氏名 印

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日笠間第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を廃止した年月日 年 月 日
- 2 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の名称 笠間市
- 3 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の面積 m²

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第24号(第18条関係)

建築物の特例許可申請書(正)

年 月 日					
笠間市長 へて					
申請者 住所					
氏 名 ㊟					
都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので下記のとおり申請します。					
敷地	地名・地番				
	面積	m ²	主要用途		
	利用形態	新築	増築	改築	用途変更
建築物	既存建築物の構造・階数・用途			申請建築物の構造・階数・用途	
	申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積に対する割合%	
				申請前	申請
	建築面積 m ²				
	延べ面積 m ²				
その他の事項					
申請の理由					
開発許可の番号	年 月 日 第 号				
開発許可を受けた際の制限の内容					
その他必要な事項					
				受 付 印	

建築物の特例許可申請書(副)

年 月 日

笠間市長 あて

申請者 住所

氏 名 (印)

都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので下記のとおり申請します。

敷地	地名・地番					
	面積	m ²	主要用途			
	利用形態	新築	増築	改築	用途変更	
建築物	既存建築物の構造・階数・用途			申請建築物の構造・階数・用途		
	\	申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積に対する割合%	
					申請前	申請
	建築面積 m ²					
	延べ面積 m ²					
その他の事項						
申請の理由						
開発許可の番号	年 月 日 第 号					
開発許可を受けた際の制限の内容						
その他必要な事項						
第 号 年 月 日 笠間市長 (印)						

受
付
印

様式第25号(第19条関係)

予定建築物等以外の建築等の許可申請書(正)

年 月 日					
笠間市長 へて					
申請者 住所					
氏名 ㊟					
都市計画法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。					
敷地	地名・地番				
	面積	m ²	主要用途		
	利用形態	新築(設)	増築	改築	用途変更
建築物等	既存建築物の構造・階数・用途			開発許可を受けた際の用途	
		申請部分	申請以外の部分	合計	予定建築物等の用途
	建築面積 m ²				
	延べ面積 m ²				
申請の理由					
開発許可番号	年 月 日 第 号				
開発許可を受けた際の制限の内容					
その他必要な事項					
受付印					

予定建築物等以外の建築等の許可申請書(副)

年 月 日

笠間市長 あて

申請者 住所

氏名 ⑩

都市計画法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

敷地	地名・地番					
	面積	m ²	主要用途			
	利用形態	新築(設)	増築	改築	用途変更	
建築物等	既存建築物の構造・階数・用途			開発許可を受けた際の用途		
		申請部分	申請以外の部分	合計	予定建築物等の用途	
	建築面積 m ²					
	延べ面積 m ²					
申請の理由						
開発許可番号	年 月 日 第 号					
開発許可を受けた際の制限の内容						
その他必要な事項						
<p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>笠間市長 ⑩</p>						

受付印

様式第26号(第20条関係)

建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設に係る協議書
(正)

都市計画法第43条第3項の規定により，（建築物・第一種特定工作物）の （新築・改築・用途の変更・新設）につき協議します。			
年 月 日			
笠間市長 あて			
協議申出者 住 所 氏 名 ㊟			
1	建築物を建築しようとする土地，用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在，地番，地目及び面積		
2	建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4	建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第8号まで又は令第36条第1項第3号ロからホのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由		
5	その他必要な事項		
※ 受付番号	年 月 日 第 号		
※ 協議に付した条件			
※ 特例協議番号	年 月 日 第 号		
<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 50px; vertical-align: middle;"> 受付印 </td> <td style="width: 150px; height: 50px;"></td> </tr> </table>		受付印	
受付印			

備考

- 1 ※印のある欄は，記載しないこと。
- 2 その他必要な事項の欄には，建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続の状況を記載すること。

建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設に係る協議書
(副)

都市計画法第43条第3項の規定により，（建築物・第一種特定工作物）の （新築・改築・用途の変更・新設）について協議します。	
年 月 日	
笠間市長 あて	
協議申出者 住 所 氏 名 ㊟	
1	建築物を建築しようとする土地，用途の 変更をしようとする建築物の存する土地 又は第一種特定工作物を新設しようとする 土地の所在，地番，地目及び面積
2	建築しようとする建築物，用途の変更後 の建築物又は新設しようとする第一種特 定工作物の用途
3	改築又は用途の変更をしようとする場合 は既存の建築物の用途
4	建築しようとする建築物，用途の変更後 の建築物又は新設しようとする第一種特 定工作物が法第34条第1号から第8号 まで又は令第36条第1項第3号ロから ホのいずれかの建築物又は第一種特定工 作物に該当するかの記事及びその理由
5	その他必要な事項
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 第 号	年 月 日
	笠間市長 ㊟
※ 協議に付した条件	
※ 特例協議番号	年 月 日 第 号

備考

- 1 ※印のある欄は，記載しないこと。
- 2 その他必要な事項の欄には，建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続の状況を記載すること。

様式第27号(第21条関係)

建築等不許可通知書

第 号

申請者 住 所

氏 名 ⑩

年 月 日付で申請のあったことについては、次の理由により許可しない。

年 月 日

笠間市長 ⑩

理 由

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、笠間市を被告として(訴訟において笠間市を代表する者は、笠間市長となります。)、提起することができます。ただし、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、上記1の審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、上記1の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第28号(第22条関係)

開発行為(建築等)許可承継届出書

年 月 日						
笠間市長 へ						
届出者 住所 氏名 ⑩						
都市計画法第44条の規定により開発許可に基づく地位を承継したので、次のとおり届け出ます。						
承継年月日	年 月 日					
承継理由						
許可の概要	許可を受けた者の住所及び氏名 <table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">続柄</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table>	続柄				
	続柄					
	許可番号 <table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">年</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">月</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">日</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">第</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">号</td> </tr> </table>	年	月	日	第	号
	年	月	日	第	号	
	許可条項					
許可に付された条件						
その他の事項						
<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">受付印</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>		受付印				
受付印						

様式第29号(第22条関係)

地位承継承認申請書(正)

年 月 日

笠間市長 へ

申請者 開発許可を受けた者

住所

氏名 ⑩

地位を譲り受けようとする者

住所

氏名 ⑩

都市計画法第45条の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。

申請理由		
許可の概要	許可番号	年 月 日 第 号
	許可条項	
	許可に付された条件	
	その他の事項	

受付印

地位承継承認申請書(副)

年 月 日

笠間市長 へ

申請者 開発許可を受けた者

住 所

氏 名 ⑩

地位を譲り受けようとする者

住 所

氏 名 ⑩

都市計画法第45条の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 理 由		
許 可 の 概 要	許 可 番 号	年 月 日 第 号
	許 可 条 項	
	許可に付された条件	
	その他の事項	
第 号		
年 月 日		
笠間市長		⑩

受付印	
-----	--

様式第30号(第23条関係)

法第34条第13号に規定する既存の権利者であることの届出書

		年 月 日
笠間市長あて		
届出者住所		
氏名		⑩
届出る土地	所在・地番	
	地目	
	地籍	m ²
	農地転用許可 年月日番号	年 月 日 第 号
届出者の職業 (法人の場合は業務内容)		
土地又は土地の利用 に関する所有権以外 の権利を有してい た目的		
土地又は土地の利用 に関する所有権 以外を有する場合 における当該権利 の種類・内容		
市街化調整区域 の決定又は変更さ れた年月日		年 月 日
※ 受付番号		年 月 日 第 号
備考		

備考 ※印のある欄は記入しないでください。

様式第31号(第24条関係)

都市計画法による命令の公示

所在地(土地又は工作物等)

命令を受けた者の住所

氏名

この 年 月 日付で、同法第81条第1項の規定に基づき を命じた。

注

- 1 この標識を破損したものは、刑法(昭和40年法律第45号)により罰せられます。
- 2 この命令に違反して を行った場合は、都市計画法により罰せられます。
- 3 年 月 日付で に対して、この土地(工作物、その他)における水道(電気、ガス)供給の申込みの承諾を保留するよう要請しています。

年 月 日

笠間市長

Ⓜ

備考 縦45センチメートル以上、横60センチメートル以上とする。

様式第32号(第25条関係)

(表)

		第	号
身 分 証 明 書			
氏 名			
生年月日 年 月 日			
上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日			
笠間市長			印

(裏)

- 1 この証明書は、表記の権限を行使する際に必ず携帯して関係人の請求があったときは、いつでも提出すること。
- 2 この証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

様式第33号(第26条関係)

開 発 登 録 簿

NO.

番 号	
-----	--

開 発 許 可	許 可 番 号	第	号	許 可 を 受 け た 者	氏 名		
	許 可 年 月 日	年	月		日	住 所	
承 継	承 認 番 号	第	号	承 継 人	氏 名		
	承 認 年 月 日	年	月		日	住 所	
開 発 許 可	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称						
	総 面 積	m ²		工 区 数	工 区		
	工 区 面 積	m ²					
	区 域 ・ 地 域						
	工 事 施 行 者	氏 名			住 所		
	設 計 者	氏 名			住 所		
	予 定 建 築 物 の 用 途	(区 画)					
	法 第 4 1 条 の 規 定 に よ る 制 限 の 内 容						
変 更 許 可	変 更 許 可 番 号	年	月	日	第	号	
	変 更 内 容						
変 更 届 出	届 出 年 月 日	年	月	日	年	月	
	変 更 内 容						
工 事 完 査	工 区 名	検 査 済 番 号	検 査 済 年 月 日	完 了 公 告	摘 要		
		第	号	年	月	日	
建 築 制 限 解 除	年 月 日 第 号						
備 考							

備考 公共施設のみ場合は、摘要欄にその名称を記入すること。

様式第34号(第26条関係)

開発登録簿(特例協議)

番 号	
-----	--

開発協議	協議番号	第 号	協議を受けた者	氏名	
	協議年月日	年 月 日		住所	
承継	承認番号	第 号	承継人	氏名	
	承認年月日	年 月 日		住所	
開発協議	開発区域に含まれる地域の名称				
	総面積	m ²	工区数	工区	
	工区面積	m ²			
	区域・地域				
	工事施行者	氏名		住所	
	設計者	氏名		住所	
	予定建築物の用途	(区画)			
変更協議	変更協議番号	番 号	番 号	番 号	
	協議年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	変更内容				
変更届出	届出年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	変更内容				
工事完了検査	工区名	検査済証番号	検査済年月日	完了公告	摘 要
		第 号	年 月 日	年 月 日	
法第42条第1項ただし書の規定による協議内容					
法第42条第2項の協議内容					
建築制限解除			年 月 日		
備考					

備考 公共施設のみの場合は、摘要欄にその名称を記入すること。

様式第35号(第27条関係)

開発行為(建築等)に関する証明申請書(正)

年 月 日																	
笠間市長 へて																	
申請者 住所 氏名 ⑩																	
確認済証の交付を受けたいので、都市計画法施行規則第60条の規定により、次の計画が都市計画法の規定に適合していることの証明を申請します。																	
開発許可を受けた者の住所及び氏名																	
敷地	地名及び地番																
	面積	m ²	主要用途														
	区域	市街化区域 調整区域	利用形態	新・増・改・用途変更 (から ~)													
	用途地域																
建築物等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 16.5%;">申請部分</td> <td style="width: 16.5%;">申請以外の部分</td> <td style="width: 34%;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建築面積m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延べ面積m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		申請部分	申請以外の部分	合計	建築面積m ²				延べ面積m ²				用途			
		申請部分	申請以外の部分	合計													
	建築面積m ²																
延べ面積m ²																	
年 月 日 第 号() 年 月 日 第 号() 年 月 日 第 号()																	
開発許可等	番号及び名称																
	許可等に係る制限の内容																
都市計画法の該当条項																	
その他必要な事項																	
					受付印												

開発行為(建築等)に関する証明申請書(副)

年 月 日

笠間市長 あて

申請者 住所

氏名 ⑩

確認済証の交付を受けたいので、都市計画法施行規則第60条の規定により、次の計画が都市計画法の規定に適合していることの証明を申請します。

開発許可を受けた者の住所及び氏名					
敷地	地名及び地番				
	面積	m ²		主要用途	
	区域	市街化区域 調整区域		利用形態	新・増・改・用途変更 (から ~)
	用途地域				
建築物等		申請部分	申請以外の部分	合計	用途
	建築面積m ²				
	延べ面積m ²				
開発許可等	番号及び名称	年 月 日 第 号() 年 月 日 第 号() 年 月 日 第 号()			
	許可等に係る制限の内容				
都市計画法の該当条項					
その他必要な事項					
<p>第 号 上記のとおり証明する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">笠間市長 ⑩</p>					

受付印